

# 「町民税・県民税申告書」「確定申告書」は電子申請や郵送でも提出できます



町税務課では、新型コロナウイルス感染防止対策を実施した上で、以下の日程で申告相談を行います。会場の混雑緩和のため、郵送等による申告書の提出にご協力ください。

所得税の還付申告: 2月14日(火) から  
 所得税の確定申告、町民税・県民税申告: 2月16日(木) から } 申告期限: 3月15日(水)

## ご自宅で町民税・県民税申告書を作成される方へ

- ◇昨年町民税・県民税申告をされた方や、特に申告をお願いしたい方には、1月下旬に申告の案内ハガキをお送りします。例年どおり申告書の送付を希望される方は町民税係までご連絡ください。
- ◇町民税・県民税申告書、記載例は1月下旬から庁舎2階の確定申告書コーナーにも用意します。
- ◇ご自宅で申告書にご記入いただき、**3月15日(水)までに**庁舎2階 税務課町民税係へお持ちいただくか、郵送によりご提出ください。(郵送料がかかります。)

## ご自宅で確定申告書を作成される方へ

### ◆パソコン・スマホで作成する方

国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成できます。提出方法は2種類です。

- ① 申告書をプリントアウトして諏訪税務署へ郵送または持参する
- ② 申告書をe-TAX (イータックス) で送信する
  - ◇マイナンバーカード、ICカードリーダライタまたはマイナポータルアプリを入れたスマートフォンを使って送信
  - ◇ID、パスワードを使って送信

### ◆手書きで確定申告書を作成する方

確定申告書・手引き等を、1月下旬から町庁舎2階の確定申告書コーナーに用意します。作成した申告書は諏訪税務署へ郵送または持参してください。

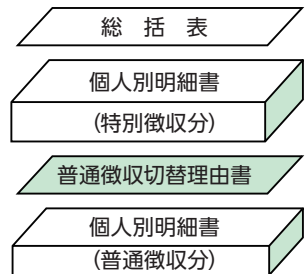
## 事業所のみなさまへのお願い

### ●給与支払報告書の提出について

下諏訪町にお住まいの従業員(アルバイトも含む)の方で令和4年中に給与の支払いのあった方について、給与支払報告書の提出をお願いします。

- ・提出期限 令和5年1月31日(火) 厳守
- ・提出書類
  - ①総括表
  - ②給与支払報告書(個人別明細書) ※1人1枚のみ提出ください(A5)
  - ③普通徴収切替理由書(普通徴収とする方がいる場合のみ)
- ・提出先 町庁舎2階 税務課町民税係

↑この順番でまとめて提出ください。



### ●原則としてすべての従業員の方の特別徴収をお願いします。

従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納入いただくことが原則となっています。

### ●以下の理由に該当する場合は、当面、例外として普通徴収とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、給与支払報告書(個人別明細書)の「摘要欄」に該当理由の符号(普A~普F下図参照)を記入してください。

符号	普通徴収切替理由
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」~「普F」に該当する受給者(他市町村分を含む)を差引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

○符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

○普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は「普通徴収欄」にチェックを入力した上で、該当する符号(普Aなど)を「摘要欄」に入力してください。「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。